

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令	(イ) 第41条	特定認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 (e) 新築されたもの (f) 建築後使用されたことのないもの
	(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)	(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家で、宅地建物取引業者から取得したもの (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 年 月 日 { (ハ) 新築 } } がこの規定に
 { (ニ) 取得 } }

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	白老郡白老町
取得の原因(移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

令和 年 月 日

白老町長 大塩 英男 ㊟